

決議案提出書

市の適正な事務執行を求める決議（案）

決議案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年6月21日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

理 由

議会の請求に基づく監査結果の問題点について、適切な見直しを図る必要がある。

議会案第2号

市の適正な事務執行を求める決議

本日、本会議において、代表監査委員から議会の請求に基づく監査結果の報告を受けた。

このたびの監査により、縷々問題点が明らかになったところである。すでに事務の見直しを行った事項もあるようだが、監査委員から指摘された問題点については、適切な見直しを早急に行う必要がある。

すべての公務員は全体の奉仕者としての自覚に基づき、市民の負託に応える高い倫理観と使命感をもってその職にあたるべきところである。特に市長をはじめとした管理監督の地位にある者は、管理監督責任を十分に自覚し、自ら率先して市民の信頼を回復するための対策を講じ、組織の規律を保たなければならないものである。

よって、市長は組織の最高責任者としての責任の所在を明らかにし、監査委員から指摘された問題点の改善を行い、市民の信頼を回復するとともに、今後の市政運営においてはその責任を十分に認識し、事務事業執行に努めるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成29年6月21日

横手市議会